京都市市民参加推進条例(抄)

(フォーラム)

第11条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、 当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム(以下「フォーラム」 という。)を置く。

(フォーラムの組織)

- 第12条 フォーラムは、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

- 第13条 委員の任期は、2年とする。
- 2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることができる。

京都市市民参加推進条例施行規則(抄)

(フォーラムの座長及び副座長)

- 第9条 京都市市民参加推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は委員の互選により定め、副座長は委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 座長及び副座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(フォーラムの招集及び議事)

- 第10条 フォーラムは、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときのフォーラムは、市長が招集する。
- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 フォーラムは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 フォーラムの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 フォーラムは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(フォーラムの庶務)

第11条 フォーラムの庶務は、総合企画局で行う。

(フォーラムに関する補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、座長が定める。